

社会保険労務士による 成年後見無料相談会

「成年後見制度」は、認知症、知的・精神障がいなどで判断の能力が不十分な人を支援するための制度です。
ご本人のために、介護・福祉サービス利用や日常生活の様々な面で社会保険の専門家である社会保険労務士（社労士）が支援します。
不安や心配なことのある方は、お気軽にご連絡ください。

令和6年度は、以下の日程（毎月第1土曜日）で行います。
時間はいずれも「13:00～16:00」です。

令和6年	4月	6日	(土)
	5月	4日	(土)
	6月	1日	(土)
	7月	6日	(土)
	8月	3日	(土)
	9月	7日	(土)
	10月	5日	(土)
	11月	2日	(土)
12月	7日	(土)	
令和7年	2月	1日	(土)



場所： J R船橋駅前FACEビル5階 第5相談室

船橋市船橋駅前総合窓口センターのあるフロアです。

市役所業務は毎月第1土曜日は休業日です。

船橋市本町1-3-1（J R船橋駅南口より徒歩2分）

予約先： **043-307-5830**（社労士成年後見センター千葉）

担当： 千葉県社労士会 成年後見センター千葉 正会員

どんなことでも、まずはお気軽にご連絡ください。
収入・相談内容にかかわらず親切・丁寧に誠意をもって
ご相談に応じます。

成年後見と介護保険は車の両輪。だから…、

介護保険・年金その他社会保険の専門家

一般社団法人 **社労士成年後見センター千葉**

☎260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハynesビル7F 千葉県社会保険労務士会内

TEL 043-307-5830 / FAX 043-307-5831